

保護者の皆様

京都市立京都工学院高等学校
校長 大窪 英行**健康観察の徹底・体調不良時の対応 及び 時差登校継続について**

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

先日、京都府・大阪府・兵庫県等に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、京都府知事から4月25日（日）から5月11日（火）までを期間として、「日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛」や「不要不急の都道府県間の移動は極力控えること」「イベント等は、原則として無観客で開催すること」等の緊急事態措置の要請がなされました。

本校におきましても、時差登校を継続しつつ、更に感染拡大防止に万全を期しながら教育活動に取り組んで参りますので、各家庭におかれては、お子様をはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- (1) **時差登校を当面の間延長します。**通学区域が広範で公共交通機関を利用する生徒が多いという実態を踏まえ、9時登校～完全下校時刻19時の対応を継続いたします。また、校内において**密を避ける教育活動の継続や黙食の取組を一層推進します。**
- (2) **引き続き、毎日の検温及び健康観察を行ってください。**本校では、Classiで毎日確認を行っています。検温結果等を記入するようご指導ください。また、保護者の皆様も、生徒と一緒に毎日の健康観察に取り組み、ご家族で保健衛生の取組を進めていただくことをお願いいたします。
- (3) 登校前の健康観察で**発熱等の風邪症状がみられた場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、登校を控えて必ず自宅で休養させてください。**特に、感染がまん延している現下の状況において、**同居のご家族に風邪症状等が見られる場合も、お子様の登校は控えていただくよう、ご協力をお願いいたします。**
- (4) 生徒に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、**かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まず電話で相談してください。**
休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 075-414-5487、365日24時間受付）に連絡してください。
少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校（電話 075-646-1515）へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の**強い症状**のいずれかがある。
（症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。）
- 基礎疾患があるなど**重症化しやすい方**で、発熱や咳などの**比較的軽い風邪の症状**がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの**比較的軽い風邪の症状**が続いている。

- (5) **ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 075-646-1515）へ連絡してください。**また、保健所等から生徒の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

- 生徒本人が、**検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された**
- 生徒本人や同居されているご家族に**感染の疑い（疑似症）**があり、**検査を受けるよう医師等から言われた**
- ご家族などが**感染され、生徒本人や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた**